

電子情報通信学会関西支部学生会 支部長賞規定

(平成 21 年 12 月 4 日制定)

(平成 22 年 3 月 24 日改定)

(平成 24 年 3 月 16 日改定)

(平成 27 年 9 月 29 日改定)

1. 電子情報通信学会関西支部学生会支部長賞（以下、本賞という）は、関西支部学生会の活動活性化と優秀な学生会員の育成を目的として、関西支部学生会活動において顕著な貢献が認められる者、および学生会主催の研究発表講演会において優秀な論文を発表した学生に贈呈する。
2. 本賞には、次の二種類の賞を設ける。
 - I. 支部長賞 奨励賞
学生会主催の学生会研究発表講演会において、優秀な論文を発表した者で、次の各号全てに該当する者から選定する。
 - (ア) 当学会に当該発表原稿の著作権を譲渡した者
 - (イ) 過去に本賞を受賞していないこと
 - II. 支部長賞 功労賞
学生会の活動活性化に多大な貢献をなした功労者のうち、次の各号全てに該当する者
 - (ア) 学生会幹事として1期2年以上の任期を務め、これを退任する者
 - (イ) 過去に本賞を受賞していないことただし、就職、卒業等、やむを得ない理由で任期途中で幹事を退任する場合は、支部長の判断にて本賞を授与できるものとする。
3. 各年度で表彰する者は若干名とする。
4. 本賞の選考にあたっては、支部運営委員から構成される選考委員会を設け、選考委員会にて受賞候補者を選考し、支部長がこれを決する。
5. 本賞は、当年度の学生会研究発表講演会の中で贈呈する。
6. 受賞者には表彰状と副賞を贈呈する。副賞は5,000円とする。

本規定の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する

本規定の改正は、支部運営委員会にて承認を得るものとする。

以上